

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、次の関係政令の規定の整理をするものとすること（本則関係）

一 ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十七号）

二 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成二十七年政令第三百五十六号）

第二 この政令は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行するものとするとほか、この政令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとすること（附則関係）